

第 4 日

1. 令和6年3月6日午前10時00分招集
2. 令和6年3月15日午前10時00分開会
3. 令和6年3月15日午後1時37分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸 要一	10番 笹 渕 賢 吾
11番 坂本敏彦	12番 高木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課 長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課 長	中嶋啓晴	税 務 課 長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課 長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1	議案第4号	和水町課設置条例の一部改正について
日程第2	議案第5号	和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
日程第3	議案第6号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第4	議案第7号	和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

		等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第8号	和水町介護保険条例の一部改正について
日程第6	議案第9号	和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
日程第7	議案第10号	和水町営住宅管理条例の一部改正について
日程第8	議案第11号	和水町簡易水道条例の一部改正について
日程第9	議案第12号	和水町教職員住宅設置条例の廃止について
日程第10	議案第13号	和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について
日程第11	議案第14号	和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について
日程第12	議案第15号	和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13	議案第16号	和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について
日程第14	議案第17号	和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第15	議案第18号	和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第19号	和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第20号	令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）
日程第18	議案第21号	令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第22号	令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第23号	令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第24号	令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第25号	令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第26号	令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第27号	令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第28号	令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）
日程第26		令和6年度当初予算審査報告について
日程第27	議案第29号	令和6年度和水町一般会計予算
日程第28	議案第30号	令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算
日程第29	議案第31号	令和6年度和水町介護保険事業会計予算
日程第30	議案第32号	令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

日程第31	議案第33号	令和6年度和水町春富財産区特別会計予算
日程第32	議案第34号	令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第33	議案第35号	令和6年度和水町簡易水道事業会計予算
日程第34	議案第36号	令和6年度和水町下水道事業会計予算
日程第35	議案第37号	令和6年度和水町病院事業会計予算
日程第36	議案第38号	和水町行政不服審査会条例の廃止について
日程第37	議案第39号	熊本広域行政不服審査会の共同設置について
日程第38	議案第40号	指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）
日程第39	議案第41号	工事請負変更契約の締結について
日程第40	議案第42号	町道の路線廃止について
日程第41	議案第43号	町道の路線認定について
日程第42	議案第44号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第43	同意第1号	和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第44	同意第2号	和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第45	同意第3号	和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第46	同意第4号	和水町副町長の選任について
日程第47	発委第1号	和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について
日程第48	発委第2号	和水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第49		令和5年請願第1号特別委員会委員長報告について
日程第50		陳情等の常任委員長報告について
	受付番号第339号	日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める請願
日程第51	発委第3号	日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について
日程第52		常任委員の選任について
日程第53		議会運営委員の選任について
日程第54		政治倫理調査会委員の選任について
日程第55		閉会中の継続審査について
日程第56		閉会中の継続調査について
日程第57		議員派遣について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となります。

日程第 1 議案第 4 号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 1 議案第 4 号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 4 号「和水町課設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 5 号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 2 議案第 5 号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 5 号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第6号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 議案第7号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」を

議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） この提案は、これまで第2条第1項から9号までというようなことでしたけれども、それに10号から13号までを加えるというような提案になっているかと思います。

この提案は、どちらかという介護保険料の低所得者層の減と、それから高額所得者が増になるというような提案だと思いますけれども、10号から13号まで金額が掲げられておりますけれども、これはそれぞれ所得はどれぐらいでこういう数字になっているのか、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

今回、9段階まで前年度まで基準が定めてございましたが、10号から13号というところで、今回は増えることとなりますが、所得段階でございますが、10段階の方が個人の所得が420万円以上520万円未満、11段階の方が520万円以上620万円未満、12段階の方が620万円以上720万円未満、13段階の方が720万円以上ということになっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） そうしますとですね、10号から13号までの世帯数といいますか、それぞれの世帯数をお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） お答えいたします。10段階が約14名の方とっております。11段階の方が10名、12段階の方が5名、13段階の方が16名ということで試算をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

最後の質疑です。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 低所得者層には減額というふうになるのでいいと思いますけれども、420万円から520万円のところで14名の方がいるということです。

そこから上が全て値上げをすると、値上げになるということになりますと、それぞれの人も一生懸命働いて、所得はこれぐらいに上げられてきてるかと思いますが、そういった意味では判断をどういうふうにするのかというふうに思うわけですが、420万円以上の所得の方がいる意味、増税というか増額になるということを考えれば、ちょっとこれには賛成できないなということも感じております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 8 号「和水町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 9 号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 6 議案第 9 号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 9 号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 10 号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 7 議案第 10 号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第8 議案第11号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号「和水町簡易水道条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 和水町教職員住宅設置条例の廃止について

○議長(高木洋一郎君) 日程第9 議案第12号「和水町教職員住宅設置条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号「和水町教職員住宅設置条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第13号「和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号「和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第14号「和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号「和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第15号「和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号「和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第16号「和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号「和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

た。

日程第14 議案第17号 和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第17号「和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号「和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 議案第18号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 議案第19号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 議案第20号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 議案第21号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第22号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第23号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算書の6ページについて、御質問させていただきます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費の中で、今回、サービス収入のほうが335万4,000円の減額補正となっておりますけども、こちらは加算なのか利用者なのか、こういった形でそのサービス

収入の方が減になっているのか、教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

施設介護サービス費収入335万4,000円の減の原因ということかと思います。

こちらは利用者が減ということでこの減になっております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ありがとうございます。利用者の減ということですけど、例えば、お亡くなりになられて、その間、空いてた期間があったとか、そういう形で収入が減ったというふう
に理解すればいいですかね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 稼働率の問題もございますけれども、まだまだコロナのクラスターとかも発生した時期もございまして、なかなか新しい入所者様を入れることができなかったところも、ちょっと予定からそれが狂ったというところがございます。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 議案第24号「令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号「令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第22 議案第25号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第23 議案第26号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号 令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第24 議案第27号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第28号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第25 議案第28号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第26 令和6年度当初予算審査報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第26「令和6年度当初予算審査報告について」を議題とします。
各常任委員会において慎重に審議がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。
最初に、総務文教常任委員長から、報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） 皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の荒木でございます。

委員会を代表して、総務文教常任委員会の当初予算審査について、御報告申し上げます。

令和6年3月7日から8日までの2日間の日程で、令和6年度当初予算の関係所管である地域振興課、住民環境課、学校教育課、まちづくり課、社会教育課、議会事務局、税務課、総務課、会計室に説明資料等を基に、関係課長等の説明を求め審査を行いました。

それでは委員会の審査結果について御報告いたします。

初めに、地域振興課です。

支所庁舎管理経費901万7,000円において、「需用費に施設修繕料とあるがどういった内容か」という質問に対し、「小さな工事を伴うような軽微な修繕である」というような御報告を受けてます。同じく支所庁舎管理経費で、「燃料費や電気代が上がっているがどのくらい上がってるか」といった内容の御質問がありまして「LED化への取組により、電気量は減少している」という御報告でした。

続いて、子育てひろば事業700万3,000円について、「役務費に3万8,000円の寝具クリーニング代増加とあるが、クリーニングの周期はどの程度か」という質疑に対し、「現在は職員が洗濯をしている状況であり、洗濯機の購入も検討したが、衛生面から月2回でクリーニングの予算を組むことにした」とのことです。続いて、同じく「子育てひろばは1日何人ぐらい利用しているか」という質疑に対し、「毎週火・木・金に実施しており、大体1日に5名程度である」という報告でした。

続いて、「専用水道管理事業費296万3,000円の新規事業として非常通報装置設置とあるが、職員に連絡が行くのか」といった質疑に対し、「これまで雷のたびに職員が現場に行きブレーカーの確認をしており、以前より雷により給食センターの水が出ないというようなことがあった。そのことから、他の水道施設等を確認を取ったところ、全てどこの施設も設置しているというような現状であるということから、今回、予算に上げている」ということでもあります。

続いて、春富財産区です。

「財産区管理委員会費で、新規事業として春富財産区の木材の利用活用や今後の在り方について調査研究を行うため、県内の財産区へ視察研修を計画されているが、どういったところを考えているか」また、「委員は何名か」という質疑に対し、「県内に多くの財産区があり、まだ研修場所は決定していない」と。「木材の活用が盛んなところ、または解散されたような経緯がある

ようなところの財産区を日帰りの視察で考えている」と。「現在の委員は7名である」というような報告でありました。春富財産区については、当常任委員会は令和6年1月16日に現地視察を行いましたことを申し添えたいと思います。

続いて、住民環境課です。

「戸籍住民基本台帳等事務経費886万8,000円においてコンビニ交付運営が行われているが、実績はどうか」という質疑に対し、答えとして「11月からコンビニ交付を行っており、住民票と印鑑証明などが可能発行と今現在なっている。この4か月で総数が167件となっている」という御報告でございました。

続いて、「後期高齢者医療事業経費、医療給付負担金1億6,073万円、前年比409万円減となっているが、その要因は」という質疑に対し、「医療費の4割程度は現在、入院にかかっているというような現状であり、取組としては、保健指導や当然、重症化させないこと、入院させない取組が効果的なのではないか」というような、報告でございました。また、「他町からも、今、和水町の保健指導というのは評価をいただいている」というようなことでございました。

続いて、国民健康保険事業会計繰出金1億1,231万7,000円です。「保険基盤安定負担金として、保険料軽減分と保険者支援分は県が算定するということであるが、基準はあるのか」という質疑に対し、「この金額に関しては、実績が参考にされ算定されている」というような御報告でございました。

続いて、「清掃総務事務経費2億6,593万4,000円のうち負担金の2億2,038万2,000円が大きい金額だが、負担額は一部事務組合、山鹿市、定住自立圏負担金のこの2つなのか」という質疑に対し、「現在、一部事務組合、山鹿市定住自立圏負担金の2つであり99%は一部事務組合の負担金である」という回答でございました。

また、「この清掃事務経費の附帯意見として補助金50万8,000円、生ごみ処理機は1人1回限りの保障となっているが、今後、有害鳥獣の被害を防ぐ観点からもこの1回という限りを見直したらどうか」というような御意見がございました。

続いて、環境衛生事務経費148万3,000円です。「修繕料として屋内消毒器の新規購入は考えているか」という質疑に対し、「例年、3台購入しており、令和5年度は故障のため余計に2台を購入している。修繕料は1万1,000円の増減なしである」ということでございました。これも附帯意見として、「屋内消毒器について、急に壊れる可能性もあることから、年次計画で入れていくことが望ましい」という意見がありました。

続いて、同じく環境衛生事務経費148万3,000円です。「河川水援隊は現在、何名で、日常はどのような活動をされているか」という質疑に対し、「現在6名が担当の河川を管理されており、定期的に確認をしていただいている」という御回答でした。

併せて附帯意見として、せきすい斎苑関連ですが、「内田方面からせきすい斎苑へ行く看板が見にくい」というような意見がございました。

続いて、国民健康保険事業会計の分でございます。

「疾病予防費1,629万1,000円、若年者人間ドック委託料の対象年齢は」という質疑に対し、

「39歳以下が対象になる」と「特定健診の通知で案内されており、年二、三件の現状である」ということでございます。

続いて、学校教育課に移ります。

まず、「三加和小学校振興費、菊水小学校振興費の備品購入費に教科書改訂に伴う指導書三加和小学校が312万円2,000円、菊水小507万9,000円、教師用教科書の予算が三加和小6万7,000円、菊水小8万1,000円を計上しているが、これは重複しているところもあると思うが、必要なのか」というような質疑に対し、「今後、中学校も教科書改訂があるので、検証・ヒアリング等を行っていききたい」という御回答でした。

続いて、菊水小・中学校共同調理場運営費4,009万9,000円、三加和小・中学校共同調理場運営費1,512万6,000円について。「将来的に調理場を一本化していく方向で考えているのか」という質疑に対し、「給食運営委員会、調理場運営委員会、教育委員会、そして保護者にお話をしていることを考えている」ということでございました。

続いて、「令和2年にタブレット導入をしているが、不具合はないか」という御質疑に対し、「画面が割れる等のことは年間2台ほどあるが、タブレット自体の不具合はない」という御回答でした。

教育委員会事務局経費4,986万7,000円の工事請負費52万7,000円です。「留守番電話導入により、働き方の改革を推進とあるが、内容は」といった質疑に対し、「学校に1週間ほど調査を行って、時間外の電話の対応により勤務時間を超過している状況があったということでありまして、そのため留守電話の導入をしたい。行っていききたい」ということでございました。

続いて、「菊水中学校管理費、排水整備施設工事822万6,000円はどういった工事か」といった質疑に対し、「これまで排水側溝が容量が小さく水があふれ民地に流れてしまっていた状況であるため、排水のますの入替工事を予定している」ということでございました。

続いて、「小学校管理経費でスクールバス運行業務委託、2つの小学校合わせて5,715万円の予算を組まれておりますが、将来的にコミュニティーバスとの併用や町独自でバスを購入するなど、予算を削減できないか。その他の方法は検討されているか」という質疑に対し、「現在、今のところ検討はないが、スクールバスだよりを全小学校に配布し、利用人数等をお知らせしている」という状況でございました。

次に、まちづくり課です。

光ブロードバンド活用事業予算額34万8,000円です。「D o S P O Tがなくなり、光回線のみになる。今までと、どう大きく変わるのか」という質疑に対し、「公民館など災害時に避難所等で利用ができるようになる。そのため避難所の無線LANも併せて工事していく予定である」というような回答でございました。

次に、定住促進事業8,833万1,000円です。「お試し暮らし住宅を利用して移住されている方はどのくらいか」という質疑に対し、「1号棟、高野2号棟と中林2号棟のほうが人気があるが、移住には直接、現在、つながっていない状況である」という御報告でございました。

続いて、お出かけ交通事業2,764万円です。「「あいのりくん」の南関までの乗り入れが可能

であるが、利用の状況は」という質疑に対し、「現在1から2件程度である」というような御報告でございました。同じく「あいのりくん」で「令和5年の登録者数と利用者数は」という質疑に対し「運行数は三加和と菊水で2倍ほど差がある」という報告でございました。

続いて、情報端末機管理事業を2,204万4,000円です。「職員の情報端末はリースか」という質疑に対し、「リースで貸与期間が終われば、無償譲渡になる」ということでございました。

続いて、企画事務経費1,281万4,000円です。「ふるさと大使の旅費14万6,000円は何回分で、こういったことをしていただくのか」ということでございましたが、「和水町に来ていただきPRしていただく。また、インスタグラムへの投稿を3回の予定である」ということでございます。

続いて、廃校管理経費357万5,000円です。「旧春富小学校の校舎の利用方法は、空きスペース等の町民の意思を反映させないか」それから「町民の同意の意思は取れたか」という質疑がありましたが、「平成25年3月の学校跡地活用検討委員会の最終報告の内容で進めている」というお答えでございました。

続いて、地方バス路線維持補助事業2,874万9,000円です。「地域公共交通サービスが行われているが、コミュニティーバスの検討はしないのか」という質疑に対し、「公共交通会議で「あいのりくん」をコミュニティーバスに切り替える案は出ていない」ということでございました。

続いて、ふれあいの森事業683万4,000円についてです。「これまで多くの金額を費やしているが、将来的なビジョンは」という質疑がありましたが、「三加和温泉周辺基本構想策定として440万円、これからコンサルを入れて基本構想を策定する」というようなお答えでございました。

次に、社会教育課です。

人権教育事務経費367万6,000円、需用費13万5,000円です。「全国人権同和教育大会、参加は何名か」という質疑に対し、「27名の割当てで、資料代が1人5,000円となる」ということでございました。

続いて、中学校部活動地域移行推進事業386万7,000円のうち地域スポーツクラブ活動体制整備事業150万円について。「コーディネーター報酬の2分の1が対象経費で受益者負担や市町村の自主財源が必要とあるが、なぜか」という質疑に対し、「令和5年度までは県から100%あったが、令和6年度は早めに進んでいる分に関しては負担金ということなので10分の7で予算を組んでいる」ということでございました。

続いて、公民館管理経費備品購入費99万円です。「住民からの要望は何件ほどあるか」という質疑に対し、「件数を把握していないが、利用の高い方からの問合せはある」ということでございました。

続いて、文化財行政事務経費490万8,000円です。「元寇書録のネットワーク事業として、本事業の発足資金への参加に係る経費はどういったことか」という質疑がございましたが、「蒙古襲来絵詞に登場する人物にちなんだ自治体を松浦市が先頭に立って声かけをして、発足式をされる計画であり、これに和水町から参加をする予定である」ということでした。

続いて、スカイドーム管理経費2,223万1,000円です。「以前はフットサルの利用を許可して多くの利用者がいたが、禁止となった理由は」という質疑に対し、「中身のこの施設に対して対応

できる造りではなく、傷みが多く修理費がかさんだため、利用を現在、断っている」というようなことでございました。

続いて、和水町総合グラウンド管理経費910万7,000円の委託料436万9,000円です。「第二グラウンドの活用はどういった内容のグラウンドを目指してるのか」という質疑に対し、「どのような形で整備していくか今後、議論しながら次年度、設計していく」というような御報告でございました。

次に、議会事務局です。

議会事務局は附帯意見として「電気料の削減も考え議場の照明、これをLEDにしたらどうか」というような附帯意見がございました。

次に税務課です。

「税務システムの整備運用に要する経費635万3,000円の航空写真合同撮影の内訳は」という質疑に対し、「2市4町で航空写真を3年に一度、撮影している」ということでした。

次に、総務課です。

広報活動経費522万6,000円です。「広報なごみの読者の意見などアンケートを基に紙面づくりをしているか」という質疑に対し、「アンケートを実施して紙面づくりを実施している」というような答えでございました。

続いて、防災行政無線施設管理経費541万9,000円です。「戸別受信機の交換は、特にどういった理由か」ということに関して、「現在、故障もあるが電波が入りにくい等の不具合もある。屋外のアンテナ設置等で対応している」というようなことでございました。

続いて、「2年ほど前に基地局が故障して電波が入らないことがあったが、基地局の耐用年数はどのくらいか」という質疑に対し、「現在は耐用年数は過ぎており、令和6年の検討会議を実施して、令和7年には予算措置を考えている」ということでございました。

続いて、人事評価導入事業132万円です。「職員負担と評価後の適正管理を目的としたシステムとしてどんなものか」といった質疑に対し、「人事評価システムは各自職員のパソコンにシステムを入れ、第一次評価者が課長、第二次評価者が町長、個人評価、自己評価、評価者の評価を入れて、「S・A・B・C・D」の評価となる」ということでございました。

続いて、国際交流事業314万円です。「台湾礁溪郷（しょうけいきょう）とあるが、姉妹提携をする予定か」という質疑に対し、「台湾礁溪郷の現在、役場自体ができておらず、民間的な商工会などと交流を続けていこうと考えている」ということでございました。

また、附帯意見として、「国際交流事業でこれまでアジア圏のみでしたが、今後、ストックホルムやパリなど金栗さんのゆかりの地等も生かした国際交流、また観光インバウンドを含めた戦略を取ってはどうか」という附帯意見も出ました。

続いて、農林業センサス事業261万5,000円です。「5年に一度だが、どのような方法なのか」という質疑に対し、「調査員が1軒1軒回られて、何を作っているかなどを聞取調査している」ということでございました。

最後に会計室です。

新規計上分の公金振込手数料236万3,000円です。「1人当たり振込口座の数を減少を求められているということですが、その理由は」ということに対して「令和6年4月から、紙媒体での給与振込等基本手数料が有料化され、10月からは公金振込手数料が有料化されるため、節約を全体にお願いするものとした」というお答えでございました。

以上が、令和6年度当初予算審査の審査経過であります。

そして審査の結果であります、

議案第29号 令和6年度和水町一般会計予算

議案第30号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算

議案第33号 令和6年度和水町春富財産区特別会計予算

議案第34号 令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

以上、4議案いずれも賛成多数により原案可決とすることといたしました。

また、少数意見の留保として「会計年度任用職員が現在、多い。職員の責任もあるため、今後、正職員の増員をすべき」という令和6年度一般会計予算への反対意見がありましたことを御報告をいたします。

審査経過及び審査結果は、以上であります。

これで総務文教常任委員会の令和6年度当初予算審査報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 厚生建設経済常任委員長の竹下でございます。

当委員会に付託されました令和6年度当初予算の審査報告をいたします。

令和6年3月7日、8日両日、本庁3階会議室において審査を実施いたしました。

一般会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、介護保険事業会計については、全会一致で承認をいたしました。また、特別養護老人ホーム事業会計については賛成多数で承認をいたしております。

各課ごとの報告をいたします。

農業委員会、農業委員会の運営費と無断転用の防止、耕作放棄地の抑制を図る事務予算が計上されています。

農林振興課です。

新規事業として地域計画の策定、担い手確保のために中高年を対象とした就農支援事業、有機農業等の推進を図る協議会の設立、また、農業用施設整備事業として排水路整備と排水機ポンプ更新等が挙げられています。また、従前の農業振興政策については引き続き、実施するための予算が計上されております。

続きまして、建設課です。

玉名八女線など5路線の熊本県事業に対する負担金、町道の維持管理や整備、橋梁や河川の維持管理など、町民の安全な暮らしのための事業が計画されて、その財源として国・県の補助金、

有利な地方債の活用が計画されています。

簡易水道事業会計は12の集落に給水しており、水道水の安全供給に努め、持続可能な水道事業を目指すこととしています。

下水道事業では、特定環境保全公共下水道と特定地域排水処理事業の2つの事業で、公共下水道では、浄化センターの維持管理の予算、生活排水事業では28基の浄化槽の設置が計画されています。

続きまして、保健子ども課です。

子育て支援事業では、子育てしやすい環境づくりのための予算が計上されています。今年度から開始された子育て支援事業が継続されます。

また新事業として、こども計画策定、こども家庭センターの設置、児童手当の高校生までの拡充、神尾保育園の床改修などが挙げられています。

また、認定こども園の児童増加と公定価格の上昇による給付費の増加が見られます。

放課後児童クラブでは、菊水地域の高学年利用者の増加が目立っております。小学校でのクラブ活動の廃止が影響しているものと思われることから、児童クラブ以外の子どもの居場所づくりも検討する必要があると思われます。

母子健康事業では、包括的な支援に必要な予算が計上されています。コロナワクチン接種の予防接種B類に移行で減額となっております。

続きまして、町立病院事業会計はスプリンクラーの設置工事、トイレ改修工事や医療用画像管理システムの導入が挙げられます。なお、一般会計からの繰入は基準内の繰入となっております。事業管理者を中心に、職員の意識改革を図り、少子高齢化社会にあって最良の医療が提供されることを期待しております。

福祉課です。

全ての町民が幸せで安心した生活が送れるように、医療費助成や福祉事業が計画されております。新規事業として、福祉センターのエレベーター改修工事、高齢者補聴器購入補助等が挙げられます。

意見として、「タクシーチケット事業の利用促進、単位老人クラブが減少傾向にあることから、地域での高齢者のつながりを図る工夫を求める」意見が出されました。

介護保険事業会計では、第9期介護保険事業計画が策定され、保険料の基準額は第8期と同額の月額5,800円と試算をされております。安定した介護事業の運営がなされていると推測されます。

また、認知症対策として、徘徊捜索アプリの活用や認知症への理解を深める集いの場として夢ランド十町に対する認知症カフェ運営補助事業などに取り組むこととしております。

今後、さらなる高齢化の進行と人口減少による支え手不足という厳しい状況が予測されることから、短期集中訓練の通所サービスCや筋トレ教室、体力測定結果活用など、介護予防事業に注力し安定した事業運営に努めていただくよう意見の集約を見ました。

最後に、特別養護老人ホーム事業会計です。

歳入は、サービス収入を前年比5.3%増と、約3億6,000万円と見込まれています。

歳出では、人件費と派遣職員サービスなど介護職員にかかる経費、給食事業委託料、造成工事費、そのほか施設の維持管理費が計上されています。

きくすい荘の建替えのための造成工事については、1億8,000万円が計上されて、全額地方債を充てることとしています。きくすい荘は介護や介助が必要な高齢者のとりでであり、職員の献身的な働きによって安全で安心な生活ができる環境整備が必要であると感じられたところであります。

また、当委員会の折、出されたほかの意見については、議会報告等でまたお知らせすることといたします。

これで、厚生建設常任委員長の報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、令和6年度当初予算審査報告についてを終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 議案第29号 令和6年度和水町一般会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第27 議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 令和6年度和水町一般会計について、質問をさせていただきます。7点ほど質問をさせていただければと思います。

まず1点目、32ページです。

2款総務費、1項総務管理費の中の12節委託料で係長昇任試験業務委託料として20万2,000円計上されてますけども、こちらは近隣市町村とか熊本県内とかそういった形で自治体として取り組んでいらっしゃるのがあるのかなのか、もし分かれば教えていただければと思います。

次に40ページです。

○議長（高木洋一郎君） 亀崎議員、項・目ごとにお問い合わせできますか。

40ページは同じ目ですか、款ですか。項で行きますか。

40ページというと、総務管理費の中ですね。

では続けてどうぞ、40ページ。

○1 番（亀崎清貴君） 40ページです。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 節委託料で、三加和支所耐震診断調査委託料として344万9,000円計上されておりますけども、これは以前、やられたこととかあるんでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

次にその下、8 目電子計算費のところに、12 節委託料で、和水町ポータルアプリ導入委託料として3,987万5,000円計上されてますけども、これはどういったものなのか。ふるさと納税のサイトの登録料とかそういったものなのかと、ちょっと違ったら申し訳ございません。どういったアプリの導入費用なのか教えていただければと思います。

次に、43ページです。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目国際交流費、12 節委託料で台湾都市宜蘭県との交流事業委託料として31万7,000円計上されておられます。

先ほどの総務委員長の報告では、「宜蘭県のほうが役場がないため、商工会とかそういったところで連携しながらやっていかれる」ということでしたけど、当初予算概要説明資料総務課の予算、28ページに同予算について詳しく中身書いてあります。

そちらでは、来年度は友好都市協定に向けて善処していかれるというふうな形だったので、その総務委員会の報告の内容と資料のところがちょっと何か疑念をもう抱きましたので質問させていただきます。どのような事業を取り組んでいかれるのか、お答えいただければと思います。

次に44ページです。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目諸費の中の防犯カメラ設置工事費といたしまして300万円計上されてますけども、こちらは新規ということですが、どちらのほうに設置される予定なのかどうかをちょっと教えていただければと思います。

次に、ちょっと飛びまして64ページです。

○議長（高木洋一郎君） 亀崎議員、一旦そこで切って、次の款・項に移るときに、また質疑をお願いしたいと思います。

○1 番（亀崎清貴君） 分かりました。

○議長（高木洋一郎君） では、ただいま質疑がございました。2 款総務費、1 項総務管理費の御質疑、何件かございましたが、確認できますか。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） まず、32ページの係長昇任試験の件について、答弁したいと思います。

まず、「近隣の市町村でそういうのがあるか」というところでは、現在、どこが毎年やってますというのは把握はしておりません。今回、この係長の昇任試験を実施するというのは、町のほうで独自で計画をいたしまして、今後、昇任の基準の公平性とか透明性を高めるため、また、係長たる能力を有した人材を適切に確認したいということで今回、キャリア形成も与えるということで計画をしております。

基本的には、31歳以上、ちょうど入庁しまして5年以上たった参事経験者等を対象として想定

して、今回、初めてですが実施したいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） 予算書の40ページ、「三加和支所耐震診断調査、過去にも行ったことがあるのか」という御質問に対してお答えいたします。

過去行ったことはございません。支所庁舎は耐用年数が超過しているため、耐震診断調査を行い、今後の施設管理の取組方針の検討材料としたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 40ページの委託料の和水町ポータルアプリ導入委託の3,987万5,000円でございますが、これはDX推進に伴う事業でございます。

議会全員協議会でも御報告、御周知したと思いますが、行政と住民の双方向的なそのやり取りの中で、スマートフォンで完結するようなアプリを導入したいという思っております。それに伴う和水町のホームページのリニューアルをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 続きまして、43ページの国際交流費の件で答弁したいと思います。

まず、こちらのほうで礁溪郷との交流事務委託料31万7,000円を計上しております。

これにつきましては先ほど、委員長報告等であったことを踏まえて御質問いただきましたが、事業概要書のほうに書いているとおりでありまして、まず礁溪郷という役場自体との交流も実際やっております。

まず、礁溪郷のほうは、この事業概要書に書いてますとおりマラソンと温泉を中心に当初、行きましたので、そこで民間の事業者の方が多数、参加していただいております。

今、委員長の報告にありましたように民間が中心かなというような交流を当初は始めておりました。

この概要書にも書いてますとおり、12月に郷長、言うならば礁溪郷の市長が町のほうに訪問いただきまして、今現在はその役場といいますか、礁溪郷の役所のほうと和水町のほうで、役場同士の交流もきちっと開始をしております。

それともう一点、2月、3月になりまして、実はTSMCの関係で、同じく台湾の九如郷、ここに予算書等には出ておりませんが、九如郷のほうにも今現在、福岡の総領事のほうからの御紹介をいただきまして、オンラインでの交流を開始しております。

そちらのほうは学校関係、また農業が盛んということで産業を中心とした交流ということで、今後、台湾2か所につきまして、国際交流のほうをまず続けていきたいということで、今回の予

算等は計上しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 総務課長、委託料の内容について。31万7,000円。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 31万7,000円につきましては、一応、協定を交わすために訪問するということで、そういった業務を委託したような形で業者のほうに前回からしておりますので、その分の委託料として31万7,000円を計上しております。

引き続きまして、総務のほうで44ページのほうも総務のほうになりますので。続きまして答弁したいと思います。

まず、防犯カメラの設置ということで300万円を計上しております。これにつきましては、今、御質問がありました「どこに」というのは具体的なことは申し訳ありません、まだ決定はしていません。30万円の10か所ということで、まず300万円という金額を計上しております。

これはいろいろな面で、防犯または危険な箇所等を、4月になりまして予算が確定しまして、まず担当、また役場の関係部署で協議を行いまして、地域警察連絡部会というのが地警連というのがありますので、まずもって防犯灯、またこういったカメラにつきましては、地警連のほうの部会のほうで案を出しまして、6月までに設置をしたいということで考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 各課長の皆様、御答弁いただきありがとうございます。

ぜひですね、まずそのように進めていただきながら台湾の交流事業についても、先ほどの課長の答弁にもございましたけどもT SMCでにぎわっております。そういった中で、やはりこれからは、台湾の人たちとの交流というのも連携が必要なのかなと。町長が先頭に立って、姉妹都市締結であるとか、もしくは官民の連携そういったものに広く努めていただければと思います。

1点だけちょっと質問させていただきます。

先ほどの一番最後防犯カメラの件ですけども、近年、行方不明者の搜索等もありまして本当に町の皆様には、また消防団の皆様には御尽力いただきましてありがとうございます。やはり防犯カメラの設置というのも非常に、行方不明者の搜索であったりとかもしくは不審者そういったことには必要なのかなというふうに思います。

ただ、これは予算が通ってからの話になると思いますけど、まだ町にはプライバシーの条例等が整備されてないと思います。例規集を見ればですね。お隣の玉名市さんとか長洲町さん、そういったところは防犯カメラをもう既に設置されておられます。

もし防犯カメラ等を予算化して来年度、実施していくというふうな形であれば、防犯カメラ及びドライブレコーダー、個人情報収集する端末でございますので、そういったところの条例整備、そういったところも遺漏なきようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今の御質問のとおり防犯カメラと個人情報、またプライバシーの保護等の規則といいますか要綱を含めた上で、正しく運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ぜひ、運用に当たっては気をつけていただきながら適正に運用していただければと思います。

次に、先ほどの引き続きで65ページのほうから質問をさせていただければと思います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費、消耗品費といたしまして33万4,000円上がっております。こちらは検知管ということで消耗品費で上がってると思うんですけども、臭気の検査という形で町内で2 か所、されてらっしゃるようにお見受けするんですが、これまでの臭気の数値が適正だったのか、その辺の答えをよろしくお願いします。

ちなみに、当初予算概要説明資料の住民環境課の資料ですと、これまでの実績というところで令和4年度までは、臭気回数のほうが記載されてるんですけど、令和5年度の記載がないので、もし分かればそこもよろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの亀崎議員の予算書の65ページの質問についてお答えいたします。

おっしゃるとおり毎月2 か所について、月2回、検査を行っております。それに検知管を使って検査をしてるわけでございます。

現在の調査結果につきましては、基準値以内という結果ではございます。

ただ、人が感じる匂い、悪臭というのは、確かに感じられているようなところですけども、基準値のペーハー以下ということになっております。

それから、令和5年度の回数というのは今言いましたとおり月2回ほど定期的に行っておりますので、ここには載っておりませんが、そういうことでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ありがとうございます。臭気の検査で水質検査は行われてないという。

例えば、恐らく畜産施設の周りには雨水のため柵とか、そこから出る汚水といいますか、あるかと思うんですけど、そういったものの水質検査というのは行われてないんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

この悪臭に伴う水質検査ということは行っておりませんが、事業所からの水質検査とか、それと水援隊委員さんによる定期的な河川の水質検査辺りは行っているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ありがとうございます。臭気についても水質についても適正に検査のほうをされてらっしゃるというふうなことでございました。

今後も、適正に管理されながら、そして住民の方々に周知していただければと思います。

次に、87ページです。

9 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費の中の工事請負費の中に、耐震性貯水槽整備工事費といたしまして3,000万円上がっております。来年度、どちらのほうに防火水槽のほうを設置予定なのか、お知らせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 予算書の87ページ、工事請負費の耐震性の貯水槽整備工事3,000万円についてお答えしたいと思います。

まず、3,000万円の内訳としましては、1 基当たり1,000万円と見積もりまして3 基を設置することで今回、計上しております。

場所につきましては、今現在、いろいろな消防団、行政からの要望している箇所が7 か所残っております。その7 か所の中から、4 月以降、消防署また消防団、また地元等で巡回をしまして、その中からまず今年度は調査した後、3 基を決定するということとしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。

（不規則発言あり）

○議長（高木洋一郎君） 大きな声で、「議長」と発言をしてください。

（不規則発言あり）

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番議員 齊木幸男です。予算書は57ページです、3 款、2 項、1 目、幼児教育事業費予算額600万円の質疑をさせていただきます。

この事業は、どのような効果をもってされる事業か。

また、本年で何年目に当たるか、お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの齊木議員の御質問にお答えいたします。

幼児教育の600万円というところで、「どのような目的を持ってされるか」ということでございます。

こちらは幼児から子どもの頃から英語に親しませ楽しく学ばせるというところを目的としておりまして、保育所それから子育てひろばに週 1 回、委託をされた外部の英語の教師が行かれて、楽しく英語を遊んで学べるというような目的をもって、今やっている事業でございます。

それから「今、何年目か」ということだったんですけれども、令和 4 年度が 1 年目、令和 5 年度は 2 年目というふうになります。なので、令和 6 年度は最終 3 年目ということになります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 御回答を受けました。本年で終わりということですかね。これからは続けないということですか。

その質問と、また、これを行ったことによって、3 年目ですから、効果は出てるのか、またその効果の検証とかはされてるのかということをお伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの齊木議員の御質問にお答えいたします。

すみません、私の答弁が分かりにくかったかと思いますが、令和 5 年度が 2 年目となっておりますので、最終年度は次年度、令和 6 年度が 3 年目ということになります。

3 年で終わるということですが、この事業、今、子どもさんたちも楽しんで、行ってらっしゃいまして、アンケートを採ったところで、保護者の方たちにも好評を得ておりますので、よければ、続けていこうと思っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 答弁漏れがあります。効果。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 失礼しました。効果につきましては、子どもたちも日常に英語の歌を歌ったりというところで、英語に親しんでいるというような効果は見られております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 英語教育は大変、重要なことであります。今の御回答を聞くと、非常に効果が出ているように私は感じましたので、改めてこの英語教育はしっかりやっていただきたいと。

しかし、やっていただくときにはやはり効果というのは検証を続けていただきたいと思います。アンケートを採っているということで安心しましたが、英語教育はしっかりやっていただきたいというのと、その検証ですね、そこは怠らないようにお願いします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 笹淵君

○10番（笹淵賢吾君） 議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」案に対する反対討論を行います。

この予算案には、2年目の学校給食費無償化や子育て世代への支援、福祉の分野では一般質問で提案しましたが、新規事業として高齢者補聴器購入費用助成事業が予算化されています。農業の分野でも前進する予算が組まれて評価できるものもあります。

しかし、幾つかの点で反対を述べますと、1つは町職員採用の問題です。

令和6年度の一般職正職員は130人で全体の64%、会計年度任用職員は72名で全体の36%を占めております。3人に1人以上が会計年度任用職員になっています。正職員と会計年度任用職員は仕事や責任の違いがあり給与の差もあり、正職員の減少で責任の重さも増加していることでしょう。正職員が働きやすいように、正職員を増やすべきであります。

特に、学校給食の調理員は、以前より会計年度任用職員が増加し、正職員の減少により正職員の負担の増加は、安全であるべき学校給食を食べる子どもたち、さらに保護者にも影響を与えるので、正職員の増加など早急に改善を求めます。

また、マイナンバーカードの普及が進められておりますが、個人情報に詰まったマイナンバーカードの内容が他人の手に渡り悪用される危険性もあり、最近、情報を盗み取る事件が相次ぎ、マイナンバーカードが決して安全でないと危惧します。

以上のことから、議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」案に反対するものです。

○議長（高木洋一郎君） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第30号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第28 議案第30号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第31号 令和6年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第29 議案第31号「令和6年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号「令和6年度和水町介護保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第32号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第34 議案第32号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第33号 令和6年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第31、議案第33号「令和6年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号「令和6年度和水町春富財産区特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第34号 令和6年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第32 議案第34号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第35号 令和6年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第33 議案第35号「令和6年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「令和6年度和水町簡易水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第36号 令和6年度和水町下水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第34 議案第36号「令和6年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「令和6年度和水町下水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第37号 令和6年度和水町病院事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第35 議案第37号「令和6年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「令和6年度和水町病院事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第38号 和水町行政不服審査会条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第36 議案第38号「和水町行政不服審査会条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 議案第38号について、質問をさせていただきます。

次の議案第39号もちょっとかぶるんですけど、今回、行政不服審査会のほうを町で設置しているものを廃止して、熊本広域行政不服審査会の共同設置のほうに行かれるということですけど、この共同設置について、熊本県内での入ってる自治体と入っていない自治体があるんですけど、

どのような経緯で和水町のほうがこちらの共同設置のほうに入るようになられたのか、経緯とかそういったのが分かれば教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまのこの条例の廃止に至った経緯、次の議案にも関係ありますが、それについてお答えしたいと思います。

まず、この不服審査会のほうは管内で玉名市との自立圏の中で協議をしておりました。その中で、管内で設立したほうがいいんじゃないかという話があっていましたが、今回その協議の中で、熊本の広域行政不服審査会、これは熊本市に事務局を置きまして熊本の自立圏といいますか、その市町村で構成されているものです。そこに有明といいますか、玉名市、和水町、南関町、こちらのほうも共同で入るということです。玉東町におきまして、当初から都市圏の構想に入っておりましたので、この中に入られていたというのが実情であります。

そういう経過で今回、条例を廃止して、この審査会のほうに加入するということで上程しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号「和水町行政不服審査会条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第39号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

○議長（高木洋一郎君） 日程第37 議案第39号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第40号 指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）

○議長（高木洋一郎君） 日程第38 議案第40号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第39 議案第41号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第42号 町道の路線廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第40 議案第42号「町道の路線廃止について」を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号「町道の路線廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第43号 町道の路線認定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第41 議案第43号「町道の路線認定について」を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号「町道の路線認定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第42 議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第42 議案第44号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の

締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） この提案ですけれども、山鹿市と一緒に和水町もいろいろな分野で協力・協働でやっていくというのが基本だと思うんですが、1点だけお聞きをします。

この中に図書館の使用ということで、どちらも和水町のほうにも甲・乙ということで、甲が山鹿、乙が市だと思うんですが、どちらにも図書館というのがあるんですが、和水町には図書館そのものがないわけですね。それでその文章でいいのかどうかということなんです、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 笹渕議員の御質問にお答えします。

和水町につきましては「図書室」ということになっておりますが、この中の記載では「図書館等」と書いてありますので、その中に入るというふうに考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 分かりました。それで山鹿市の図書館を利用することができると、和水町町民であってもですね。そういうことだと思います。

そうすると、私も以前、図書館の建設をということで、町民の皆さんから話があったので一般質問で取り上げて「建設するように」ということで提案をしたんですが、「山鹿のほうがあるから、そちらのほうに行って、図書館で読んでください」と。「本を読んでください」というふうになった場合、和水町では図書館そのものは、もう以後は造らないという方向になるのか、町民の皆さんからちょっとそういう願いがありますので、そういうふうに理解するのか、それとも、将来は、将来というか、何年間後には図書館も和水町に造るという考えは持てるのかどうか。

この文章を見ると、どうしても山鹿のほうに図書館があるから、そちらのほうに行って、読んでいただきたいみたいなふうにも、取ろうとすれば取れるので、その辺をちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（高木洋一郎君） 一般質問ではありませんが、執行部のほうで答弁できるのであれば、答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 山鹿市との定住自立圏の中でですね、まず山鹿市にある図書館、図書室、それとあと和水町にある図書室について、町民の方、あと山鹿市民の方が図書の利用ができるようにということで、この提携を結んでおります。

和水町についての図書館の建設ということについては、この定住自立圏の中では含まれておりませんので、ということよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時59分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高木洋一郎君） 総務文教常任委員長 荒木宏太君から、3月15日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長 荒木宏太君からの発言取消申出を許可することに決定しました。

日程第43 同意第1号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第44 同意第2号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第45 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第43 同意第1号から同意第3号については、「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ですので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、同意第1号から第3号までの「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括して御提案申し上げます。

和水町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第1号につきましては、住所が和水町江田4376番地、盛多真生氏、昭和47年9月5日生まれ。

令和6年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

続きまして、同意第2号につきましては、住所が和水町江田3759番地、石原忠邦氏、昭和32年5月21日生まれ。

令和6年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

そして最後に、同意第3号につきましては、住所が和水町平野458番地、北原 望氏、昭和33年4月7日生まれ。

令和6年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案の理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員を選任するときは、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

まず、盛多真生氏は、現在、江田におきまして司法書士をされており、町内の固定資産等について、特に豊富な知識を持たれております。

また、石原忠邦氏、北原 望氏は、元町の職員で行政経験が豊富にあり、固定資産などの事務等々についても精通をされておられます。

盛多氏は引き続き、石原氏、北原氏の2名については新たに委員としてお願い申し上げたいということでございます。

以上、同意第1号から第3号まで、一括して御提案を申し上げます。御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号から同意第3号の「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、同意第1号から同意第3号は、同意する

ことに決定しました。

日程第46 同意第4号 和水町副町長の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第46 同意第4号「和水町副町長の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号「和水町副町長の選任について」御説明申し上げます。

和水町副町長に下記の者を選任したいと考えておりますので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるというものであります。

住所は熊本市中央区帯山3丁目32-13、氏名は藤本麻衣氏でございます。

生年月日は、昭和49年6月12日生まれでございます。

令和6年3月15日提出、和水町長 石原佳幸。

提案理由でございます。

和水町副町長を選任するときは、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

補足を申し上げます。

副町長については、松尾栄喜前副町長が令和4年6月30日付で辞職されて以降、空席となっておりますが、令和6年4月1日より、藤本麻衣氏を選任したいと考えております。

藤本氏の略歴につきましては、添付しております略歴のとおり、平成9年に熊本県庁に入庁され、現在は、教育庁教育総務局文化課において課長補佐として勤務をされております。

入庁後のキャリアを一部、御紹介しますと、阿蘇事務所税務課を皮切りに、健康福祉政策課、水俣病保健課、団体支援課団体検査室、企画課、健康福祉政策課地域支え合い支援室、商工振興金融課などで勤務をされ、そのほかにも厚生労働省へ1年間の派遣なども経験されております。

教育、福祉、環境、農政、企画、商工と多岐にわたり経験を積み、知事、副知事からの信頼も厚く、県庁内外に多くの人脈をお持ちであり、県庁業務はもちろん国や市町村行政にも精通されておりますので、私の掲げる子育て支援、教育環境の充実、高齢者の皆様が安心して暮らせる環境づくり、町民に信頼される役場づくり、そして職員の意識改革や組織マネジメント力の向上、企業誘致など、これからの和水町の発展に向けて取り組む様々な事業を行う上でも、最適任な人物だと考えております。

なお、県から頂いた職場での評価によりますと、「困難な業務にも意欲的に取り組み、着実に成果を上げることができるとともに、明るい性格でコミュニケーション能力が高く、組織としてのパフォーマンス向上に貢献される人物」と伺っております。

私自身も藤本氏と対話を重ねる中で、能力や人柄はもちろん、まちづくりに対する意気込みも

十分であり、「笑顔輝き魅力あふれる和水町」に向けて、町長の補佐役である副町長として申し分のない人物だと確信をしております。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番　白木君

○5 番（白木　淳君）　5 番、白木です。同意第 4 号「和水町副町長の選任について」ということで質問いたします。

町長就任以来 2 年間、副町長を置かずにというか、置けなかったのか、ちょっとそこら辺は分かりませんが、これまでの一般質問、数名の方が副町長を置かれたらどうかとか、そういうことについて質問されてきたわけでございます。

2 年あるうちにですね、先ほどの同意第 1 号から第 3 号にいたっては町内の方ですので、ある程度の人となりというか、そういうことは分かりますけども、今回、来られる方が私たちはもちろん面識もありませんので、どういった方かというのはもう略歴とかそれを見る以外はちょっとないので。

今回、町長がこの副町長にこの方を選任される決め手となった一番の理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

町長　石原君

○町長（石原佳幸君）　一番の決め手ということですが、これまで和水町ではなかった県からの人事の招聘ということになります。

国・県との連携をさらに強化するのはもちろん、町外からの視点において、この和水町の活性化につなげていただければということで、今回は県のほうからの人事の交流ということをお願いしたところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質問ありませんか。

5 番　白木君

○5 番（白木　淳君）　はい、よく分かりました。先月、全協で御紹介いただいて、確かに経歴もものすごいですけども、人となりというか、そういうところも確かに申し分ない方だなと思いました。

以前のことでですけども、福原町政時のときに、副町長が人事関係で否決されるというようなことがありましたので、そのときと今とでは内情が少し違いますけれども、やはり和水町のためにしっかり働いていただける方かどうかというのを確かめたいというのと、やはり人事案件ですので、疑念を持たれるといけないというところをお聞きしたかったというところでございます。

ですので、町長がもうこの人じゃないといけないというところをしっかりと説明していただいたと思いますので、また何かあれば、一言あれば言っていきたいと思いますが。

なければいいです。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩 繁君） 私は、この副町長選任については本当に重要なポストだろうと。これからの和水を担う上でも非常に大切な案件だろうというふうに認識をしております。

1つ伺いですが、今、熊本市にお住まいですが、選任されたら当然、本町のほうに居住をしていただくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。就任後の住まいにつきましては、町内に居住していただき、職務に当たっていただくこととしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

2番 千々岩君

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。ちょっと安心をいたしました。

しっかり和水のいろいろなところにお出かけいただいて、やはり「町外からの視点を」というふうに先ほど町長も述べられましたので、そういう視点で和水を見ていただいて、今後の町政に生かしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番議員、齊木幸男です。同意第4号「和 вод町副町長の選任について」お伺いいたします。

令和5年9月議会で、私は一般質問をいたしました。町長、副町長の就任についてです。

副町長は町長の右腕となり、和 вод町の発展と、そして町民の利益のために働いていただくべく就任をお願いしたというところですが、この同意第4号の副町長、藤本氏ですが、大変すばらしい方だと私は喜んでおります。

また、現在、男女参画、この世の中において女性の副町長が就任されるということは、非常に喜ばしいことと私は感じております。

そこで質問ですが、この藤本氏、女性の副町長が誕生するわけですが、改めて、石原町長はこの女性の副町長が就任され、和 вод町の発展と、そして町民の利益、女性の副町長として働いていただく仕事内容とかまた希望、または期待、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

まず、副町長選任に当たって、男性・女性ということは特に私は意識しておりませんでした。

人物を見て判断したところでございます。

先ほどから申し上げましたように、就任いただいた後は、やはり国・県とのさらなる強化、それと、県庁の職員の現役の方でございますので、和水町の職員の能力の強化等にも御協力いただければというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 答弁いただきました。もちろん男女の差はないと思います。

しかし、女性の副町長であります。和水町の町民と親しんでいただけるよう、町長としても努力をしていただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第4号「和水町副町長の選任について」は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

日程第47 発委第1号 和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第47 発委第1号「和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 坂本君

○議会運営委員長（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。議会運営委員長の坂本です。

発委第1号「和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を行います。

和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法第92条の2の規定が改正され、議員の当該地方公共団体に対する請負の制限が緩和されました。

このことに伴い、和水町議会議員の政治倫理に関する条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由です。

2 ページの新旧対照表で説明いたします。

改正前は、和水町議会議員の政治倫理に関する条例第4条に町工事等の契約に対する遵守事項、第5条に、町の一般物品納入契約に対する遵守事項が記載されていましたが、今回の請負の緩和により、第4条に「議員は、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、町民に対し疑惑の念を持たれないように努めなければならない。」に改正し、第5条は削除する一部改正でございます。

今回の地方自治法の改正で、1会計年度の取引額の合計が300万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しないことになります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第1号「和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第48 発委第2号 和水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第48 発委第2号「和水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 坂本君

○議会運営委員長（坂本敏彦君） 議会運営委員長の坂本です。

発委第2号「和水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」提案理由の説明を行います。

和水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正化を図ることを目的に条例を制定するものです。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

この条例の内容は、議会議員は毎年6月1日から同月30日までの間に、前会計年度における和水町に対する請負について、議長に対し契約金額等について報告を行い、公表する内容を取り決めた条例となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第2号「和水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第49 令和5年請願第1号特別委員会委員長報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第49「令和5年請願第1号特別委員会委員長報告について」を議題とします。

令和5年請願第1号特別委員会委員長 齊木君

○令和5年請願第1号特別委員会委員長（齊木幸男君） 令和5年請願第1号特別委員会委員長 齊木幸男です。

令和5年請願第1号特別委員会の委員長報告を行います。

この特別委員会は、私を含む議員5名で構成されており、令和5年12月4日から合計8回の委員会を開催しました。

町民からの請願書に対しては、迅速な審査結果の提出が求められますが、しかし、公正かつ公平な審査が必要であるため、慎重な審査が必要となります。

委員会の中で、請願書の内容調査には法律や条例の解釈が必要となるため、有識者の助言を求めるべきだという意見が出されました。

また、自治法第100条の2に基づく専門的事項に関する調査を適用し、請願書の内容調査を学識経験を有する者に依頼するべきという意見も出されました。

その結果、本特別委員会は全会一致で、請願書の内容調査を学識経験を有する者に依頼することと決定しました。

以上の理由により、令和5年請願第1号は、継続審査が必要であると報告します。

○議長（高木洋一郎君） 「令和5年請願第1号特別委員会委員長報告」を終わり、これから令和5年請願第1号特別委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、「令和5年請願第1号特別委員会委員長報告について」を終わります。

日程第50 陳情等の常任委員長報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第50「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。

委員長から、審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長 荒木 君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） 皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の荒木でございます。

本定例会において総務文教常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告をいたします。

審査につきましては3月11日、大会議室において審査を行いました。

受付番号第339号、日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める請願については、在日米軍の兵士らによる事件・事故により多くの日本人が犠牲になっています。

基地提供の期間や使用目的などの条件の明記や、基地内及び事故現場への日本側の立入りなどが実現できるよう、日米地位協定の抜本的改定が必要であるとの意見で一致したことから、委員会での審査結果は採択といたします。

以上で、委員長報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） これで委員長報告を終わります。

受付番号第339号 日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める請願

○議長（高木洋一郎君） 受付番号第339号「日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める請願」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第339号「日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める請願」を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、受付番号第339号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第51 発委第3号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

○議長（高木洋一郎君） 日程第51 発委第3号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長 荒木 君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） 発委第3号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」説明をいたします。

総務文教常任委員長の荒木です。

発委第3号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」上記の議案を別紙のとおり、和水町議会会議規則第14条の3項の規定により提出をいたします。

先ほど報告いたしましたが、基地提供の期間や使用目的などの条件の明記や、基地内及び事故現場への日本側の立入りなどが実現できるよう、日米地位協定の抜本的改定が必要であるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第3号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第52 常任委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第52「常任委員の選任について」を議題とします。

お諮りいたします。

「常任委員の選任について」は、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第53 議会運営委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第53「議会運営委員の選任について」を議題とします。

お諮りいたします。

「議会運営委員の選任について」は、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第54 政治倫理調査会委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第54「政治倫理調査会委員の選任について」を議題とします。

お諮りいたします。

「政治倫理調査会委員の選任について」は、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、政治倫理調査会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

また、議会広報調査特別委員会については、委員長、副委員長が変更になりました。お手元に配りました名簿のとおりですので報告します。

なお、今回、選任されました各委員については、令和6年4月1日からとなります。

日程第55 閉会中の継続審査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第55「閉会中の継続審査について」を議題とします。

令和5年請願第1号特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありま

す。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第56 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第56「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第57 議員派遣について

○議長（高木洋一郎君） 日程第57「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

令和6年第1回定例会を閉会するに当たり、一言、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれては、3月6日の開会以来、10日間にわたり真摯に御審議をいただき、ありがとうございました。

本日、ここに無事閉会の運びと至りましたことは、石原町長をはじめ、担当職員の皆様の丁寧な対応のたまものと衷心より御礼を申し上げます。

今回、提出されました議案は、一般会計、特別会計、企業会計の令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、各種条例の制定、改正、改廃など多数に上りました。議員各位の終始、極めて真剣な御審議をいただき、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、町執行部におかれても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力されました御労

苦に對しまして深く敬意を表しますとともに、本會議、あるいは委員會において議員各位から述べられました意見や要望事項について、配慮をはられ、執行の上に十分に反映されるよう強く要望する次第であります。

これから春を迎え、議員各位におかれましては何かと御多忙のことと存じますが、今後とも町政に對し御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

これで、閉会の御挨拶といたします。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1 時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員